



平 監 収 第 1 0 0 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日

請求人 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭  
小平市監査委員 島 村 速 雄

### 住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 2 0 年 1 1 月 6 日付けをもって提出された「小平市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求人

##### 2 請求書の提出

平成 2 0 年 1 1 月 6 日

##### 3 請求の内容

###### （1）主張事実

市長は平成 2 0 年 4 月 1 日より、外国人無年金者へ「小平市在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金（以下「福祉給付金」という。）」を与える決定をし、現在、施行されている。これは以下の点から不当であると考えられ、実際に市内在住の在日外国人等 2 名に今年の 4 月から 9 月までの 6 か月間で 6 万円ずつ合計で 1 2 万円が支給されており、9 月末現在、総額で 1 2 万円の損失が生じている。

「福祉給付金支給事業の実施」として市の予算に計上された国民の貴重な税金 2 0 4 万円のうち 2 4 万円が、今後 1 年間にわたって年金受給者資格のない市内在住の在日外国人等に支給されるに当たり、外国人無年金者への福祉給付金付与の撤回をここに請求する。

ア 平成19年12月25日の最高裁判決のとおり、在日外国人等の年金受給における救済は彼らの本国に請求すべき事であり、福祉給付金対象者が無年金に至った経緯は日本政府の不作为によるものではない。福祉給付金支給事業制定の理由となった平成19年11月27日に小平市議会本会議で採択された請願第5号は、その請願内容を我が国司法の最終決定において否定されたものとして扱われるべきであり、当然その請願に基づいて制定された福祉給付金支給事業は直ちに廃止されなければならない。

イ 本件の給付金対象者は名称こそ「外国人等」として一般化されているが、福祉給付金支給条件に当てはまる市内在住の外国人等とはそのほとんどが在日韓国人及び朝鮮人である。また、この請願第5号の核となった組織もいわゆる「民団」、「総連」の人たちである。本施策は永住権を有する他の外国人等に対する差別であると考えられる。故に本施策はあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）第1条第3項に違反していると考えられる。

ウ 無年金の在日韓国人及び朝鮮人は、本国において年金受給の権利を請求し、政治に参加して現行制度の改善をすべきである。したがって、本施策は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）第1条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第1条に定められている自決権の行使を在日韓国人又は朝鮮人に対して認めていないと考えられる。さらに前記イの事実は社会権規約第2条第1項にも違反していることを付け加えなければならない。

エ 以上から、本施策は国際法規の遵守を定めた日本国憲法第98条第2項に違反しているのは明白であり、即時撤回が妥当であると考えられる。

## (2) 措置要求

ア 市長は支出済みの12万円を市に返還すること。

イ 福祉給付金の支給を取り止めること。

## 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

福祉給付金の支給が違法・不当であるかを監査対象とした。

### 2 監査対象部

健康福祉部を監査対象部とした。

### 3 証拠の提出及び陳述等

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成20年12月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人の代理人は、陳述において、請求の趣旨を補足するとともに、新たな証拠として、「平成19年12月25日最高裁判決の要旨」ほか2点の書面を提出した。その際、法第242条第7項の規定に基づき、健康福祉部の職員を立ち会わせた。

また、同日、健康福祉部の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人及び代理人を立ち会わせた。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 福祉給付金の概要について

福祉給付金は、平成19年9月13日、小平市議会において「過去の国籍要件が理由で老齢福祉年金のない高齢者及び障害基礎年金のない重度障害者に対する緊急救済措置として特別給付金の早期実施を求めることについて」の請願が受理され、同月27日に厚生委員会へ付託することが決定された。同年11月8日の厚生委員会において採択すべきものと決定され、さらに同月27日の12月議会定例会本会議において、全員賛成によりこの請願は採択された。

これを受けて在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金事業費として、平成20年度小平市一般会計当初予算の第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第20節扶助費において204万円の予算措置が行われた。内訳は月額1万円で年間17人分の支給金額となっている。

福祉給付金の予算措置に伴い、平成20年4月1日付けで小平市在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）を制定した。

支給要綱によれば、福祉給付金は福祉の向上を図る目的から設けられたもので、昭和61年3月31日以前から引き続き日本国に居住している在日外国人等のうち、小平市に外国人登録（外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録をいう。）又は住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をいう。）をし、かつ、一定年齢以上一定所得以下の者で、小平市に1年以上登録して居住し、生活保護を受給していないなどの要件に該当する者に対し、支給されるものである。

在日外国人等とは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者（以下「特別永住者」という。）及び市長がこれに準ずると認める者」で、終戦前から日本に居住し、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き日本に居住している国籍離脱者とその子孫である者である。

また、市長がこれに準ずると認める者とは、特別永住者でその後日本に帰化した者である。

支給要綱の主な規定は、以下のとおりである。

(目的)

第1条 この要綱は、在日外国人等である高齢者及び障害者に対し小平市在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在日外国人等 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者及び市長がこれに準ずると認める者をいう。
- (2) 中度以上の障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める級別が1級、2級若しくは3級に該当するもの、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条の愛の手帳の交付を受けている者で障害の程度が1度、2度若しくは3度に該当するもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級若しくは2級に該当するものをいう。
- (3) 初診日 障害の原因になった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、昭和61年3月31日以前から引き続き日本国に居住している在日外国人等のうち、小平市（以下「市」という。）に外国人登録（外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録をいう。以下同じ。）又は住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をいう。以下同じ。）をしているもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 大正15年4月1日以前に生まれた者

イ 昭和37年1月1日以前に生まれた中度以上の障害者のうち、昭和57年1月1日前に中度以上の障害者であったもの又は同日以後中度以上の障害

者となったがその初診日が同日前のもの

ウ 昭和22年1月1日以前に生まれた者のうち、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に中度以上の障害者となったもの又は昭和61年4月1日以後中度以上の障害者となったがその初診日が同日前のもの

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 市以外の地方公共団体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨で支給されている手当、給付金等（第11条第1項において「手当等」という。）を受給している者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助を受けている者

ウ 前号アに該当する者のうち、前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられた同条の表第6条の4第1項に規定する額を超えているもの

エ 前号イ又はウに該当する者のうち、前年の所得が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4に規定する額を超えているもの

2 前項の規定にかかわらず、市に外国人登録又は住民登録をした日から1年を経過していない者及び養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設その他の市長が定める施設に入所している者については、給付金の支給の対象としない。

（支給額）

第4条 給付金の支給額は、月額10,000円とする。

（支給申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、小平市在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金支給申請書（兼口座振込依頼書）（別記様式第1号）に関係書類を添付して、市長に申請をしなければならない。

2 平成21年3月31日までにされた前項の申請は、平成20年4月1日に申請されたものとみなす。

（支給決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、小平市在日外国人等高齢者・障がい者福祉給付金支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（給付の期間等）

第7条 給付金は、第5条第1項の申請をした日の属する月の分から第11条の規定により受給資格が消滅した日の属する月の分まで支給するものとする。

2 給付金は、3月及び9月に支給するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(2) 福祉給付金の支給について

福祉給付金の支給については、支給要綱に基づき、以下のように行われている。

ア 市は、平成20年7月4日及び同月9日に申請者2人から当該給付金支給申請書を受理した。

イ 市は、平成20年7月16日、書類審査の上、支給決定を行った。

ウ 市は、平成20年9月25日、2人の申請者に各々6万円ずつ計12万円を支出した。

2 監査対象部の説明

(1) 福祉給付金支給事業は、法第211条第1項の規定に基づき、平成20年度一般会計予算の事業として予算を調製し、議会の議決を経て、適法に予算に計上した上に、支給要綱に従って支給したものである。

したがって、請求人が措置要求の事実としている、平成20年9月25日の2件の福祉給付金支給については、適法に予算を執行したものであり、不当な執行には当たらない。

(2) 福祉給付金支給事業は、平成19年11月27日の議会での請願第5号の採択を契機として、市が、制度上、本人の意思に関わりなく公的年金受給資格を満たすことができなかつた小平市民である在日外国人等高齢者・障がい者に対して、地域での福祉的な観点から給付金を支給するものであり、その支給対象者は、日本が先の大戦で敗戦するまで日本の国籍を有し、戦後になって国籍を失い、特別永住資格を得たものの、本人が希望しても公的年金に加入できなかった時期に、日本で生活していた外国人であつて、一定の所得以下で、市内に1年以上在住しており、生活保護を受けていないなどの要件に該当する市民である。

以上のことから、普通地方公共団体である小平市が、この地域の実情や、他の地方公共団体での同種の事業の実施状況等を総合的に判断して、自治事務として対応している事業であり、本事業は適法かつ妥当なものである。

(3) 福祉給付金事業は、公的年金制度とは別個の事業であり、支給対象者の人権及び自由等を阻害する内容もないものとする。また、この事業の目的等は普遍的な人権尊重の精神に沿うものと思われる。

請求人が主張する不当である理由アの、平成19年12月25日の最高裁判決は、公的年金の受給資格に係るものであり、福祉給付金制度とは全く別の制度に対する判断が示された判決と捉えている。

また、不当である理由イについても、この事業の趣旨・内容等から人種差別撤廃条約に反しないものとする。

また、不当である理由ウについても、この施策は福祉給付金の支給対象者の本国

における公的年金制度とは別個の事業であり、対象者に対して、本国における公的年金制度を改善する政治参加などを禁止しているものではないことから社会権規約第1条及び自由権規約第1条に反するものではないと考える。また、不当である理由イの事実は、前述のとおり社会権規約第2条第1項にも反しないと考える。

さらに、不当である理由エについても、以上のように、この施策は国際法規に反していないことから、憲法第98条第2項にも違反していないと考える。

### 3 判断

請求人は、福祉給付金の支給について、最高裁判決や人種差別撤廃条約、社会権規約、自由権規約及び憲法第98条第2項に違反することから、その支給を取り止め、支出済みの給付金の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象部の説明及び関係資料の調査の結果に基づき、次のように判断する。

- (1) 請求人は、平成19年12月25日の最高裁判決により、同年11月27日に小平市議会本会議で採択された請願第5号は、その請願内容を我が国司法の最終決定において否定されたものとして扱われるべきであり、当然その請願に基づいて制定された支給事業は直ちに廃止されなければならないと主張している。平成19年12月25日の最高裁判決は、「昭和56年法律第86号による改正前の国民年金法に56条1項ただし書の規定（以下「国籍条項」という。）が設けられ、日本国民でない者に対しては同項及び同法81条1項所定の障害福祉年金が支給されなかったこと、上記改正により国籍条項を削除するに当たり、その改正の効果を及ぼさせるなどの特別の救済措置が講じられなかったことが憲法14条1項に違反するものということができない」とした公的年金の受給資格に係るものである。しかし、福祉給付金事業は最高裁の判決とは異なる福祉の向上を図る目的から設けられた別の制度で、福祉的な観点から市が一定の要件に該当する者に対して支給する事業であり、その支給手続は、法令等に基づき適正に処理されていると認められる。
- (2) 請求人は、福祉給付金支給の施策について、人種差別撤廃条約第1条第3項、社会権規約第1条及び自由権規約第1条、社会権規約第2条第1項及び憲法第98条第2項に違反すると主張している。福祉給付金事業は、日本が先の大戦で敗戦するまで日本国籍を有し、戦後になって国籍を失い特別永住資格を得たものの、本人の意思に関わりなく公的年金受給資格を満たすことができなかった時期に日本に居住していた在日外国人とその子孫、またその帰化した人で、かつ、支給要綱に規定する要件を満たす高齢者、障害者のみを対象として給付金を支給する事業であって、給付金の支給がこれらの条約等の趣旨に反しているとは解せないので憲法第98条第2項に違反するものではないと思料する。

#### 4 結論

上記3の判断により、請求人の主張には理由がない。



小平市職員措置請求書

小平市長小林正則氏に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

小平市長小林正則氏は平成20年4月1日より、外国人無年金者へ福祉給付金を与える決定をし、現在、施行されています。これは以下の点から不当であると考えられ、実際に市内在住の在日外国人等2名に今年の4月から9月までの6カ月間で6万円ずつ合計で12万円が支給されており、9月末現在、総額で12万円の損失が生じております。

「在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金支給事業の実施」として市の予算に計上された国民の貴重な税金204万円のうち24万円が、今後1年間にわたって年金受給者資格のない市内在住の在日外国人等に支給されるにあたり、外国人無年金者への福祉給付金付与の撤回をここに請求します。

外国人無年金への福祉給付金付与が不当である理由

- (1) 平成19年12月25日の最高裁判決の通り、在日外国人等の年金受給における救済は彼らの本国に請求すべき事であり、給付金対象者が無年金に至った経緯は日本政府の不作为によるものではありません。支給事業制定の理由となった平成19年11月27日に小平市議会本会議で採択された請願第5号は、その請願内容を我が国司法の最終決定において否定されたものとして扱われるべきであり、当然その請願に基づいて制定された支給事業は直ちに廃止されなければなりません。
- (2) 本件の給付金対象者は名称こそ「外国人等」として一般化されていますが、支給条件に当てはまる市内在住の外国人等とはそのほとんどが在日韓国人および朝鮮人です。また、この『外国人無年金福祉給付金』請願の核となった組織もいわゆる「民団」、「総連」の人たちです。本施策は永住権を有する他の外国人等に対する差別であると考えられます。故に本施策はあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の第1条第3項に違反していると考えられます。
- (3) 無年金の在日韓国人及び朝鮮人は、本国において年金受給の権利を請求し、政治に参加して現行制度の改善をすべきであります。従って、本施策は国際人権規約社会権規約及び自由権規約第1条に定められている自決権の行使を在日韓国人又は朝鮮人に対して認めていないと考えられます。さらに(2)の事実は国際人権規約社会権規約第2条第1項にも違反していることを付け加えなければなりません。
- (4) 以上から、本施策は国際法規の遵守を定めた日本国憲法第98条第2項に違反しているのは明白であり、即時撤回が妥当であると考えられます。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて上記措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

#### 事実証明書

- ア 福祉給付金の振込み事実の聞き取り内容
- イ 最高裁判所第3小法廷判決（平成19年12月25日）の要旨
- ウ 新聞記事（昭和34年7月13日付朝日新聞）の写し